

## 直轄改良國道標準設計について(二)

和田藏

### 4. 9 號國道

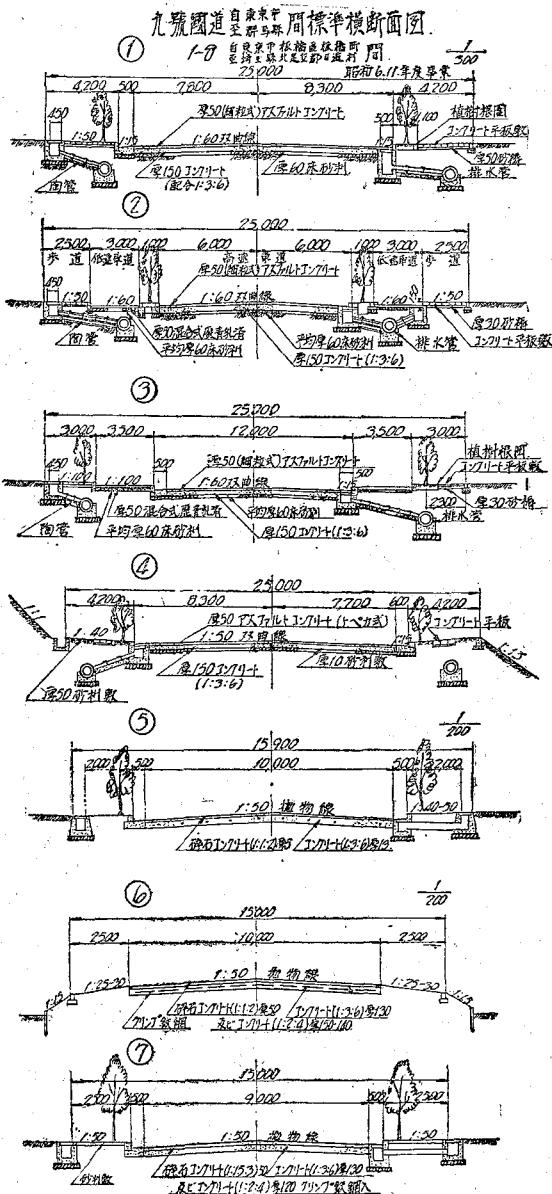
9 號國道は、京東より浦和、大宮、熊谷を経て高崎に至り、茲に長野、秋田方面に通ずる 10 號國道を分岐し、更に前橋に至り北走して三國峠の鞍を越へ、新潟市に達する路線にして、産業交通聯絡上頗る重要な路線なり。

1~8　自東京市板橋區板橋町  
至埼玉縣北足立郡日進村　間　昭和 6~11 年度事業

本區間の内、東京市板橋區板橋五丁目より志村清水町に至る間の現國道は、幅員僅に 7 米内外にして人家箇比せるが故に、都市計畫路線に據り現道の西方に新設し、志村清水町より志村蓮根町に至る間は大體現路線に倣ひ、幅員を擴張し屈曲を緩和すると共に線形を整正す、埼玉縣北足立郡戸田村より日進村に至る間は屈曲甚歎且つ蕨町、浦和市、大宮町地内の道路は幅員狭隘にして店舗遮擋せるを以て之を選け新路線を設定す、幅員は、東京市板橋區内地は、都市計畫街路幅員



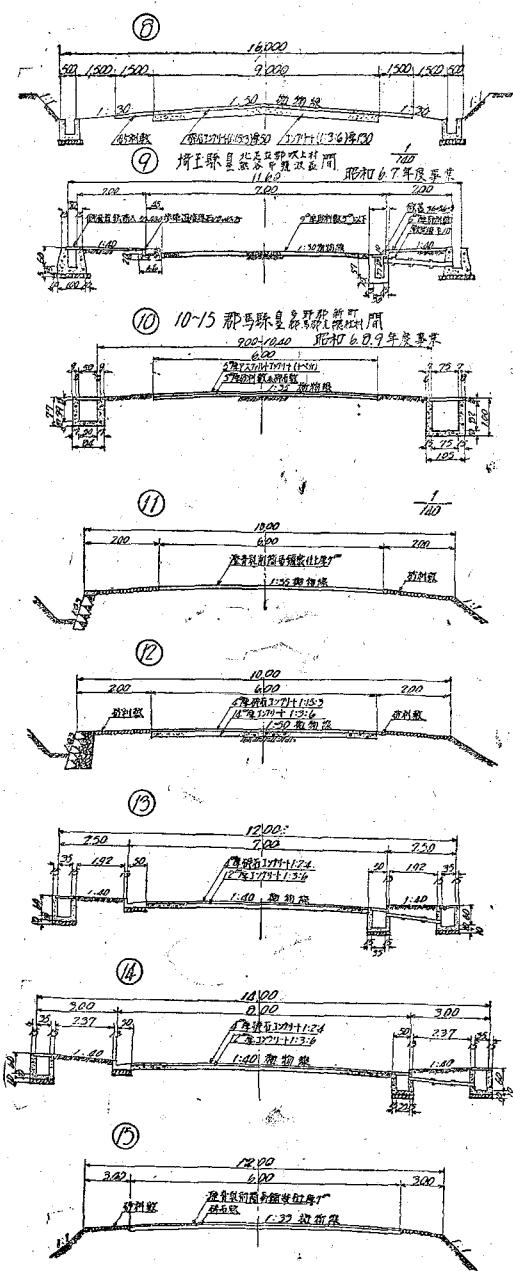
に擴り之を 25 米とし、中央 16.6 米を車道にて其兩側各 4.2 米を歩道とし、埼玉縣北足立郡戸田村より日進村に至る間は、總幅 15 米内車道 9~10 米歩道各 2.5~3.0 米とし街路區域は特に歩道を高低分離をなし郊外は區別せり、鋪裝は、板齋區地内は、車道「アスファルトコンクリート」歩道「コンクリート」平版張とし戸田村~日進村間の車道は二層式又は一層式「コンクリート」歩道は、街路區域を砂利敷とし、郊外は土砂を充分墻固めたる儘とす。



9. 埼玉縣自北立足郡吹上村 間 昭和 6. 7 年度事業

本區間の現道は、幅員 5 米内外にして、屈曲又甚敷加ふるに國有鐵道高崎線との平面交叉あり交通事故頻發する状況なるを以て附替を行ひたり、幅員は、街路區域 11 米内車道 7 米歩道各 2 米とし、郊外有效 10 米とす、路面は鋪装を後日に譲り凡て砂利敷とせり。

10~15 群馬縣自多野郡新町 間 昭和 6. 8. 9 年度事業



本區間の内、小野、岩鼻、佐野村地内の屈曲甚敷箇所及び高崎市街路區域の家屋篠化せし商業地帶は之を避け附替えを行ひ、其他の區域は現道を擴張し鋪装を施工す、幅員は高崎市内 14 米内車道 8 米歩道各 3 米、佐野村地内 12 米内車道 7 米歩道各 2.5 米に歩車道を高低分離をなし其他は總幅 8~12 米とす、鋪装は、車道を二層式「コンクリート」及び瀝青乳劑鋪装、歩道は主として砂利敷とす。

### 5. 10 號國道

10 號國道は、高崎市に於て 9 號國道より分岐し、碓氷峠の嶮を越へ、長野縣北佐久郡西長倉村に至り岐阜方面に通ずる 14 號國道と結び、上田、長野兩市を経て新潟縣に入り、更に山形縣を過ぎ秋田市に達するものにして、本州中央主要部を横断し裏日本との交通聯絡及產業上極要なる路線なり。

### 1~5 群馬縣碓氷郡 本町 昭和 7, 9, 10 年度事業

本區間の内、臼井町大字横川地内は幅員 4 米内外の砂利道にして、人家構比し、且つ國有鐵道信越線との平面交叉あるを以て、現道を避け新路線を設定し、臼井町大字横川より坂本町大字坂本に至る間は、屈曲甚敷半徑賞に 20 米内外のも及び勾配 1/10 内外を算する急歩道あるを以て、部分的に附替をなすと共に、屈曲の整正、勾配の緩和及び幅員の擴張をなし、坂本町より碓氷峠に至る間は、兩側櫛ぬ急傾斜の森林帶或は斷崖にして余餘曲折し、路線は宛ら鋸齒狀を呈すが故に是等の缺點を部分的に除去せり、幅員は、坂本町街路區域を 12 米内車道 8.5 米歩道各 1.5 米とし、他は總幅 6.4~8.5 米内 5.4 米を砂利敷、又は一部に中央 3~6 米を二層式「コンクリート」或は鋪石鋪裝をなし其兩側各 1.2 米を砂利敷とせり。

十號國道群馬縣碓冰郡地內標準橫斷面圖

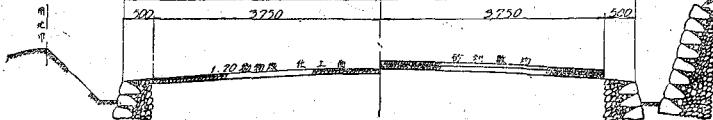
縮尺五十分之一，單位 種

資

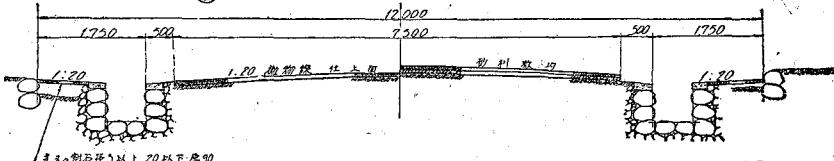
料

四

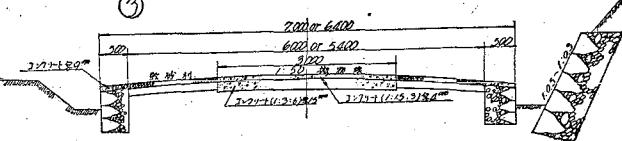
① 1-5 群馬縣碓冰郡 聖井大字板川 1月  
1月 2000 2250 2250 500



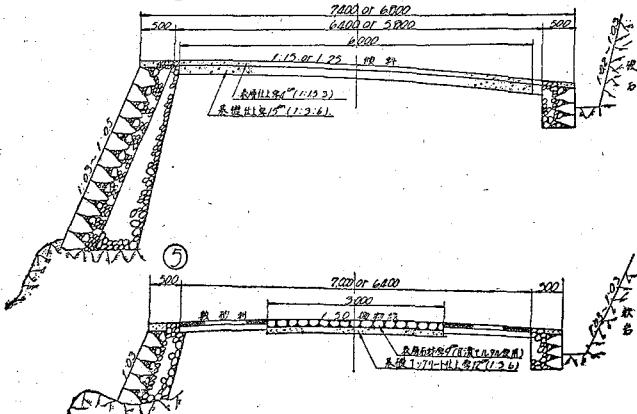
②



③



④

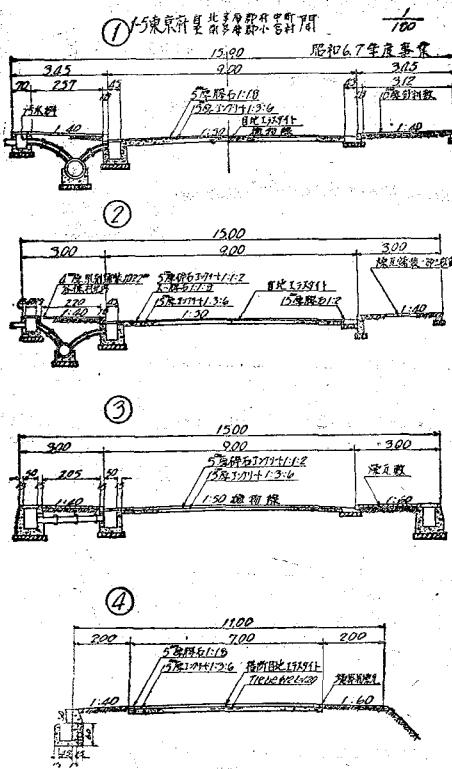


6. 8 號國道 (昭和 14 年度以降、山梨縣内は横濱土木出張所へ移管)

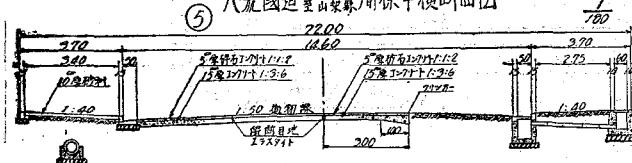
8 號國道は、東京市より八王子市に至り神奈川縣の北部與瀬村を過ぎ、山梨縣上野原、大月、河口の各町村を通過し御坂峠を越へ甲府市を経て長野縣に入り、下諏訪町に於て 14 號國道と合し、鹽尻町に出で木曾川の渓谷を下り岐阜縣加納町に至り 12 號國道と合し、關ヶ原町に於て分離し、滋賀縣草津町に至り更に 2 號國道と合し、京都市に至る本洲中央部を縦断する権要路線なり。

1~5 東京府 自北多摩郡南中町 間昭和 6,7 年度事業

八號國道自北多摩郡南中町間標準横断面図

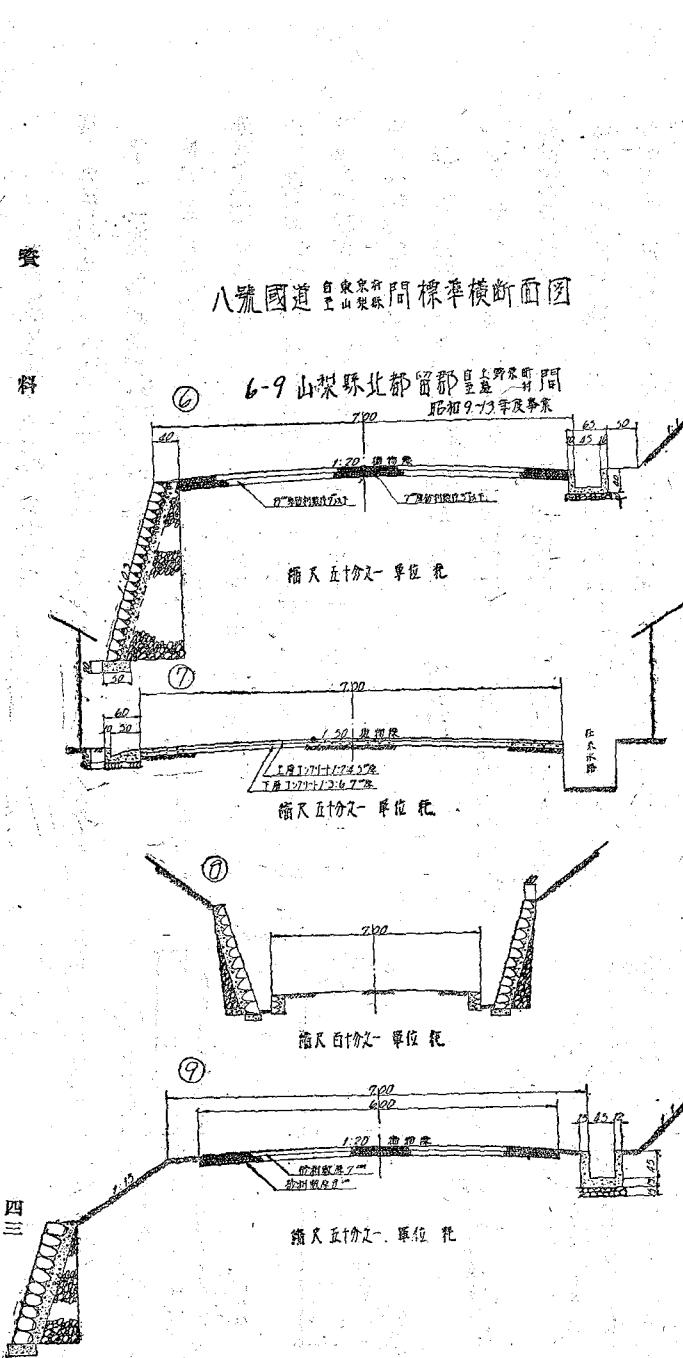


八號國道自北多摩郡南中町間標準横断面図



本圖面は、日野町地内を除く外輪は、6~7米砂利道にして、軽自動車により路面は著しく損傷せられ、凹凸甚しく陥没なる幅員と共に交通の圓滑を缺き其維持又困難となれるを以て、幅員を擴張すると共に鋪装を施工す、幅員は、街路区域を 22, 15.9, 15 米内車道 14.6, 9 米歩道各 3.7, 3.45, 3.0 米とし、郊外を 11 米内車道 7 米歩道各 2 米とす、鋪装

八號國道 標準横断面図



は、車道二層式「コンクリート」歩道「コンクリート」平板、及び煉瓦張、或は砂利敷とせり。

#### 6~9 山梨県北都留郡自上野原町至嚴 村 間 昭和9~13年度事業

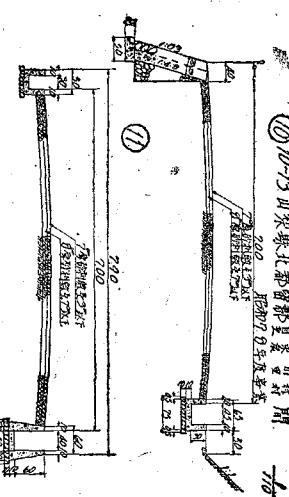
本區間の現國道は、幅員狭小なる砂利道にして、急坂路並に大迂迴屈曲數ヶ所あり高速車輛の交通に對して危険極まりなき状態にあるを以て、大迂迴を除くと共に急坂部の緩和を行へしものなり、幅員は、總幅7米とし街路區域は全幅二層式「コンクリート」鋪装を施工し、他は中央6米を砂利敷とす。

#### 10~13 山梨県北都留郡自梁川村 間 昭和7、8年度事業

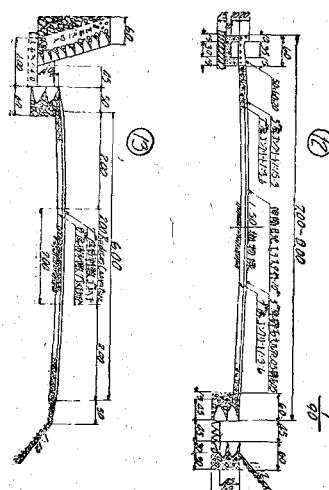
本區間は、桂川渓谷に沿へたる片阻道にして、道幅狭く曲折多く而も斷崖絶壁に沿へる箇所渺みからず、加之全線を通じて鐵道踏切數箇所を有し、交通頗る危險なる状態なれども、之を完全なる路線に改良せんとせば多額の工費を要するを以て、交通上障擋なき限り大體現道を利用せるものなり、幅員は、總幅7~8米とし歩車道を區別せり、路面は主として砂利敷とし一部に二層式「コンクリート」鋪装を施工す。

#### 14 山梨県南都留郡自船津村至河口村 間 昭和6年度事業

本區間は、名勝指定地富士五湖の一たる河口湖に沿へる舊鎌倉街道にて



八號國道自梁川村間砂利敷断面図  
⑩-13山梨県北都留郡自梁川村間砂利敷



⑪-12山梨県南都留郡自船津村至河口村間砂利敷

して、静岡縣御殿場町を経て沼津市及湘南方面に通る縣道と聯絡し、運輸交通上重要な路線なり、然るに現道は、幅員僅に3米餘にして、路面又平坦ならずして交通甚だ危險なるを以て、故に幅員を擴張すると共に屈曲の緩和を行へたり。

15 山梨縣東八代郡<sub>白黒駒村</sub>金生村間 昭和6年度事業

本區間の現道は、幅員極めて狹小にして且人家重複せる部分勢からざるを以て新路線を設定せり、幅員は、總幅6.5米とし中央5.5米を砂利敷とす。

(4)

山梨縣東八代郡<sub>白黒駒村</sub>金生村間 昭和6年度事業

